

小城市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小城市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度(16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成32年4月 法の一部適用予定
処理区域内人口密度	19.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	3処理区(織島、堀江、砥川)		
処 理 場 数	3処理場(織島、堀江、砥川)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	小城市の下水道汚泥は、「天山地区下水道集団整備事業」に基づき水質検査施設、移動脱水車、共同管理施設を佐賀市久保田町と共同で維持管理、運営及び処理処分を行っています。 また、平成22年5月西佐賀水道企業団との料金の一括徴収へ移行しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7m ³ まで800円 超過料金 8~50m ³ まで1m ³ につき150円 51~100m ³ まで1m ³ につき160円、 101m ³ 以上は1m ³ につき180円(消費税を含まず)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7m ³ まで800円 超過料金 8~50m ³ まで1m ³ につき150円 51~100m ³ まで1m ³ につき160円、 101m ³ 以上は1m ³ につき180円(消費税を含まず)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本料金 7m ³ まで800円 超過料金 8~50m ³ まで1m ³ につき150円 51~100m ³ まで1m ³ につき160円、 101m ³ 以上は1m ³ につき180円(消費税を含まず)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,880 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,046 円
	平成26年度	2,970 円		平成26年度	3,092 円
	平成27年度	2,970 円		平成27年度	3,134 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課は平成28年度現在正規職員14名、派遣職員2名の16名で、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業にあたっています。
事業運営組織	下水道課 工務係と管理係で構成

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプの維持管理については、民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度の「経営比較分析表」を添付しています。
--

2. 経営の基本方針

・計画的な事業執行

農業集落排水事業は、3処理区とも事業は完了していますが、織島処理区及び砥川処理区については長寿命化計画に基づき機能強化対策事業を平成26年度より実施を行っています。また、平成32年度移行に向け、地方公営企業法の一部適用の準備を進め採算性や透明性を高め経営状況をわかりやすく公開できるよう検討します。

・効率的な事業執行

業務の効率化やコスト削減に努めるとともに、維持管理の包括的民間委託やPPP/PFIなどの民間活力を活用について検討します。

・財源の確保と利用者負担の適正化

財源の確保と一般会計からの繰り入れについては、適正化を図るとともに国の補助や市債などの資金調達を適正に行います。また、経営の健全化を図るため使用料の見直しに取り組みます。

使用料の徴収については、西佐賀水道企業団と平成22年度に徴収の一元化を行い収納率向上に努めています。

・水洗化の促進

戸別訪問を中心に接続促進を行なうとともに、接続の阻害要因の聞き取り、融資・助成制度の説明や下水道への認識を深めてもらうための広報活動を行い下水道未接続者への周知に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業は、3処理区とも事業は完了していますが、織島処理区と砥川処理区については、平成26年度より機能強化対策に取り組み、施設の長寿命化を行います。また、公共下水道と汚泥脱水、水質検査等を合同で行うミックス事業を実施し、経費削減に取り組んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水事業の機能強化対策については、農山漁村地域整備交付金を活用し、市負担分についてはできる限り市債を充当しながら事業を推進します。

一般会計からの繰入を減らすため、経費削減の取り組みと加入促進及び使用料収納の改善に取り組みます。

使用料については、町村合併以来使用料の見直しを行っていないため、平成32年度からの企業会計移行にあわせ、安定した経営を行うため使用料の見直しを行います。

また、使用料の収納率改善のために、水道事業者である西佐賀水道企業団と平成22年度に徴収の一元化を図り、収納率向上のための取り組みを行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在、浄化センター、マンホールポンプの維持管理については、民間委託を行っています。今後、経費削減効果等の検証を行いながら包括的民間委託の検討も行います。

職員給与費については、小城市職員の給与に関する条例に、職員の定数に関しては、小城市職員定数条例に準じて行います。

動力費については、係る経費が必ずしも流入量の増加に比例していないため、前年度の実績を参考に予算の確保を行うとともに、施設の増設についても経費を加味します。

また、電気の契約内容の見直しや電力の自由化により有利な電力会社への移行の検討も行います。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、移動脱水車を使った集団整備事業を実施していますが、今後流入量が増加すれば2台ある移動脱水車のうち1台を廃止し、三日月浄化センターに固定式の脱水機を設置するかどうか検討を行います。
投資の平準化に関する事項	事業は完了していますが、今後は、老朽化や耐用年数超過による管渠や処理場の機能強化工事を行います。市債の償還期間と減価償却の期間のずれを補うために平準化債の借入も検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	包括的民間委託について今後検討し施設運営費の削減に努めます。
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	小城市においては、平成17年3月に町村合併し、その際使用料の一本化を行っています。合併後11年が経過していますが、これまでに料金改定は行っておらず、経営の健全化を図るためにも使用料の見直しを行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	市債については、今後も下水道工事を実施するため元利償還額が多額となっていくことから、一般会計からの繰入に頼っている状況です。
その他の取組	平成32年度地方公営企業法の一部適用を行うことで、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成し、経営状況を明確に把握することで、将来の経営計画策定に取り組みます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、浄化センター、マンホールポンプの施設維持管理について民間委託で行っているが、包括的民間委託についても今後検討し経費節減に取組みます。
職員給与に関する事項	一般会計における給与制度に準じて設定されている。
動力費に関する事項	電気の契約内容の見直しや電力の自由化による経費削減の検討を行います。
薬品費に関する事項	単価契約や一括購入などにより経費節減に取り組んでいますが、包括的民間委託等による経費節減も検討して行きます。
修繕費に関する事項	長寿命化計画や機能強化計画に基づき、修繕・更新を実施すべく財源確保に努めます。
委託費に関する事項	包括的気民間委託業務を含めた委託の見直しを検討します。
その他の取組	接続促進を行い財源確保の取り組みを行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成42年度事業完了を見据え、毎年、事業進捗、事業費管理などを行い経営戦略の事後検証、更新を行います。 また、収支計画については、平成30年度を目途に見直しを行う予定です。
---------------------	---

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	121,723	88,390	135,412	107,091	102,471	103,000	102,849	99,539	102,013	100,345	99,238	99,045	
		(1) 営 業 収 益 (B)	30,548	28,726	29,189	30,435	30,435	30,635	30,635	30,835	30,835	31,035	31,035	31,035
		ア 料 金 収 入	30,492	28,602	29,003	30,300	30,300	30,500	30,500	30,700	30,700	30,900	30,900	30,900
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	56	124	186	135	135	135	135	135	135	135	135	135
		(2) 営 業 外 収 益	91,175	59,664	106,223	76,656	72,036	72,365	72,214	68,704	71,178	69,310	68,203	68,010
		ア 他 会 計 繰 入 金	91,175	59,664	106,223	76,656	72,036	72,365	72,214	68,704	71,178	69,310	68,203	68,010
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	78,416	76,916	83,993	82,326	80,888	79,923	78,429	76,908	75,356	74,275	72,665	72,004	
		(1) 営 業 費 用	51,939	51,779	60,248	60,000	60,000	60,500	60,500	60,500	60,500	61,000	61,000	61,000
		ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	51,939	51,779	60,248	60,000	60,000	60,500	60,500	60,500	60,500	61,000	61,000	61,000
		(2) 営 業 外 費 用	26,477	25,137	23,745	22,326	20,888	19,423	17,929	16,408	14,856	13,275	11,665	11,004
ア 支 払 利 息		26,477	25,137	23,745	22,326	20,888	19,423	17,929	16,408	14,856	13,275	11,665	11,004	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	43,307	11,474	51,419	24,765	21,583	23,077	24,420	22,631	26,657	26,070	26,573	27,041		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	38,815	45,535	71,254	71,524	78,130	68,042	93,251	102,549	70,010	60,137	61,240	62,484	
		(1) 地 方 債	1,800	2,200	12,100	8,600	9,450	4,900	16,200	18,800	4,500	0	0	0
		うち 資 本 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 他 会 計 補 助 金	15,442	21,064	26,601	37,828	44,917	47,040	51,460	55,158	55,894	56,628	57,731	59,443
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	2,000	2,500	13,500	9,500	10,500	5,500	18,000	21,000	5,000	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	400	629	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他	19,173	19,142	19,049	15,596	13,263	10,602	7,591	7,591	4,616	3,509	3,509	3,041	
	2 資 本 的 支 出 (G)	77,609	82,605	105,332	96,204	99,653	91,089	117,641	125,160	96,647	86,202	87,813	89,525	
		(1) 建 設 改 良 費	4,564	8,193	29,460	19,052	21,063	11,034	36,093	42,089	12,026	0	0	0
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	72,997	74,356	75,741	77,152	78,590	80,055	81,548	83,071	84,621	86,202	87,813	89,525
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	48	56	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-38,794	-37,070	-34,078	-24,680	-21,523	-23,047	-24,390	-22,611	-26,637	-26,065	-26,573	-27,041		

収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	4,513	-25,596	17,341	85	60	30	30	20	20	5	0	0
積 立 金		(K)	161	130	77	85	60	30	30	20	20	5	0	0
前年度からの繰越金		(L)	4,110	8,462	-17,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出に充てた地方債		(N)												
収益的支出に当てた他会計繰入金		(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(P)	8,462	-17,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源		(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支		(R)	8,462	-17,264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)		(S)												
赤 字 比 率	(S)	(B)-(C)	$\times 100$											
収益的収支比率	(A)	(D)+(H)	80	58	85	67	64	64	64	62	64	63	62	61
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額		(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	30,548	28,726	29,189	30,435	30,435	30,635	30,635	30,835	30,835	31,035	31,035	31,035
地方財政法による資金不足の比率	(T)/(U)	$\times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足		(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金		(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(X)	30,548	28,726	29,189	30,435	30,435	30,635	30,635	30,835	30,835	31,035	31,035	31,035
健全化法第22条により算定した資金不足率	(V)/(X)	$\times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入残高		(Y)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高		(Z)	1,356,158	1,284,002	1,220,361	1,151,809	1,082,669	1,007,514	942,166	877,895	797,774	711,572	623,759	534,234

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	前年度	本年度												
収益的収支分	91,175	59,664	106,223	76,656	72,036	72,365	72,214	68,704	71,178	69,310	68,203	68,010		
うち基準内繰入金	59,194	60,000	60,000	61,000	61,000	62,000	62,000	63,000	63,000	64,000	64,000	65,000		
うち基準外繰入金	31,981	-336	46,223	15,656	11,036	10,365	10,214	5,704	8,178	5,310	4,203	3,010		
資本的収支分	15,442	21,064	26,601	37,828	44,917	47,040	51,460	55,158	55,894	56,628	57,731	59,443		
うち基準内繰入金	490	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
うち基準外繰入金	14,952	20,564	26,101	37,328	44,417	46,540	50,960	54,658	55,394	56,128	57,231	58,943		
合 計	106,617	80,728	132,824	114,484	116,953	119,405	123,674	123,862	127,072	125,938	125,934	127,453		

経営比較分析表

佐賀県 小城市

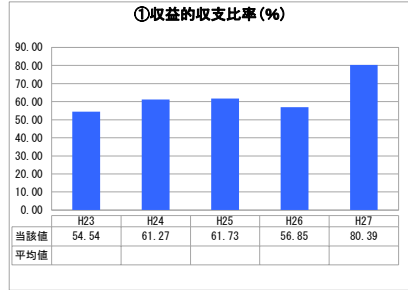
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	5.86	80.56	2,970

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
45,851	95.81	478.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,679	1.41	1,900.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



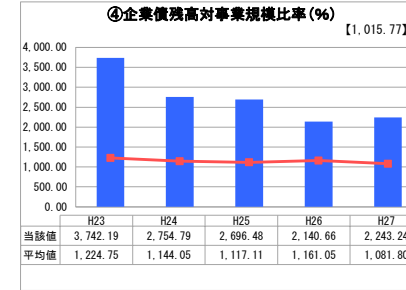
「単年度の収支」



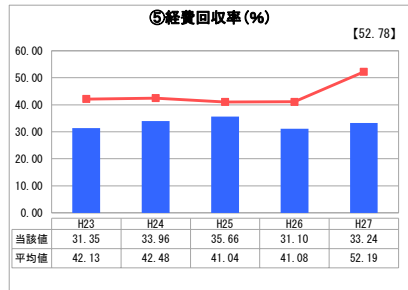
「累積欠損」



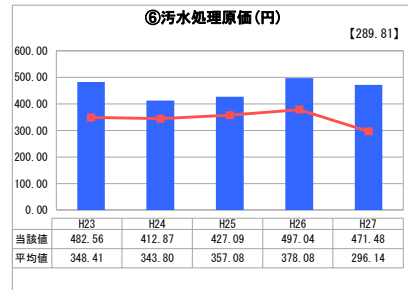
「支払能力」



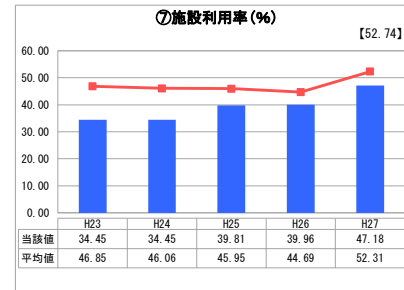
「債務残高」



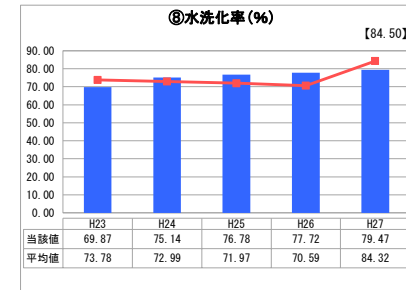
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

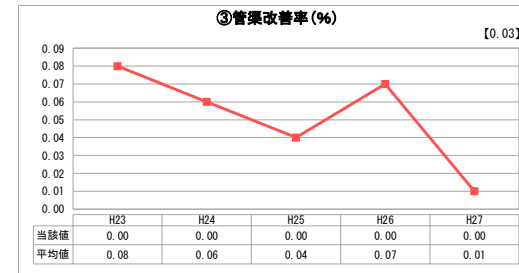
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

当市の農業集落排水について、収益的収支比率は改善傾向にあるが、100%を下回っており、経営改善を行う必要がある。
また、企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して高い状態にあるため、経営健全化の検討を行う必要がある。
当市では類似団体と比較して、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率、水洗化率ともに劣位となっている。接続促進により、水洗化率及び施設利用率の向上を行い、使用料収入を確保し経営の健全化を行う。

2. 老朽化の状況について

当市の農業集落排水の供用開始は平成13年3月27日以降となっており、下水道管に法定耐用年数を越えたものはない。
しかし、農業集落排水の3処理区の内、2処理区について整備から10年を経過しているため、施設の機能強化を行っている。

全体概括

当市の農業集落排水の健全化・効率化のため、更なる水洗化率の向上を図る必要がある。今後、戸別訪問による接続促進等で下水道接続率の向上を図りたい。
また、使用料改定による経営の健全化も検討を行う。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。